

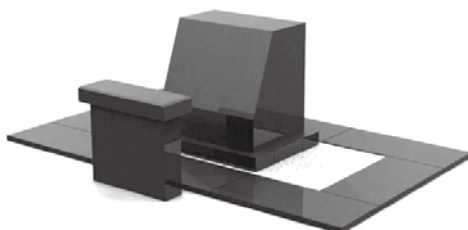
### お墓の建て替えや遺骨の移動など

市内にお墓・納骨堂をお持ちで、建て替えや別のお墓、寺院などの納骨堂に移動されるとき、また、お墓の所有者が亡くなるなど管理者が変更となる場合には手続きが必要ですので、環境衛生係まで問い合わせください。

また、市外にお墓・納骨堂をお持ちで、市内のお墓・納骨堂に移動する場合は、お墓のある自治体で改葬許可(遺骨の移動)の手続きが必要です。

なお、市では清住墓地内に合葬墓を開設しているほか、市内の公益財団法人北海道中央霊園が合葬墳墓を開設しています。詳しくは問い合わせください。

【問合せ先】市民生活課環境衛生係  
☎②3189 / 公益財団法人北海道中央霊園 ☎③1511



### 乳幼児健康相談

【相談日/木曜日】4月6日、5月11日、6月8日、7月6日、8月3日、9月7日、10月5日、11月2日、12月7日、1月11日、2月1日、3月7日

※保健師・管理栄養士が相談に応じます。身長・体重などの計測も行います。

【時間】午前10時～正午

【場所】ふれあい健康センター

【持ち物】母子健康手帳

※相談日を変更する場合があります。詳しくは市ホームページまたは直接問い合わせください。  
【問合せ先】ふれあい健康センター健康係 ☎③2010



### 児童養育に係る各種手当

いずれも所得制限があります。

#### ◆児童手当

【支給資格】中学3年生以下の児童(15歳到達後の最初の3月31日まで)を養育されている方

#### 【手当の金額】

▼3歳未満：一律15,000円

▼3歳以上小学校修了前：10,000円(第3子以降は15,000円)

▼中学生：一律10,000円

※収入額が960万円以上(扶養親族が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合など)の方は特例給付として5,000円を支給しますが、改正児童手当法の成立により令和4年10月から世帯主の年収が1,200万円以上の方は、特例給付支給対象外となります。

【支払月】2月・6月・10月

#### ◆児童扶養手当

【支給資格】次に該当する児童(18歳到達後の最初の3月31日まで)一定の障がいがある場合は20歳未満)を養育されている方

▼父母が離婚などにより、父親または母親と生計を同じくして

いない児童

▼父または母が一定の障がいの状態である児童

▼父または母から1年以上遺棄されている児童

▼父または母が1年以上拘禁されている児童

▼婚姻によらないで生まれた児童

▼父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童など

#### 【手当の金額】

▼児童1人：44,140円～10,410円

▼第2子加算：10,420円～5,210円

▼第3子以降加算：6,250円～3,130円

【支払月】1月・3月・5月・7月・9月・11月

#### ◆特別児童扶養手当

【支給資格】身体や精神に重度の障がいのある児童(20歳未満)を養育されている方

#### 【手当の金額】

▼1級：53,700円

▼2級：35,760円

【支払月】4月・8月・11月  
【申込・問合せ先】福祉事務所子ども子育て支援係 ☎②3995

### ヒグマに気をつけて!

春になり暖かくなるとヒグマも活動的になります。山菜採りや登山、溪流釣りなどで山に行くときは単独行動を控え、鈴を身につけるなど気をつけましょう。また、ヒグマを発見した時の通報は、場所・時間・大きさ、立ち去った方向を詳しく教えてください。

#### 【通報先】

▼平日(午前8時30分～午後5時)：農林課農林係 ☎②3996

▼土、日、祝日、平日(午後5時～翌日午前8時30分)：生活安全センター ☎②7777

【問合せ先】農林課農林係 ☎②3996



## 猫の飼育マナーを守りましょう

市役所や保健所には猫の糞尿被害や野良猫への餌やりに関する苦情相談が寄せられています。

### ① 終生飼養の義務

飼い主は最後まで面倒を見ることが法律で定められています。飼えなくなった場合は、市役所や保健所に相談する前に、新たな飼い主を探し終生飼養に努めることが飼い主の責任です。

### ② 適切な管理

手術が行われないために飼いの管理範囲を超える多頭飼育となった場合、虐待とみなされて法律違反による罰則を受けることがあります。

### ③ 野良猫への餌やりの禁止

近隣とトラブルになる一番の原因で、不幸な猫を生み出します。人も猫も快適に過ごせるよう責任ある飼育をしましょう。

【問合せ先】市民生活課環境衛生係  
☎②3189



## 野犬掃とう 4月1日～翌年3月31日

飼い犬でも、鎖から外れていたり、放し飼いの犬は野犬と見なされます。捕獲した犬は法律に基づき処置することになりますので、鎖や首輪を点検するなど注意してください。なお、放し飼いの犬を見つかりたり飼いが行方不明になったときは連絡してください。

また、新しく犬を飼われる方や登録が済んでいない犬を飼っている方は、必ず登録してください。

【問合せ先】市民生活課環境衛生係  
☎②3189



## 林野火災予防強調期間 4月10日～5月20日

入林する場合は必ず許可を受け、森林巡視員の指示を守り、火の取り扱いは十分注意してください。

入林許可証発行所(市内の森林に入林される場合)

### 【国有林】

◎空知森林管理署(岩見沢市3条東17丁目) ☎0126-221940

◎空知森林管理署幾春別森林事務所(岩見沢市3条東17丁目) ☎0126-221694

◎空知森林管理署岩見沢森林事務所(岩見沢市3条東17丁目) ☎0126-221694

野々沢国有林のみ ☎0126-221694

※国有林に車両で入林される場合は、◎印の空知森林管理署で手続きしてください。

【道有林】空知総合振興局森林室(岩見沢市北2条西12丁目) ☎0126-221155

【市有林】農林課農林係 ☎②3996

【問合せ先】農林課農林係 ☎②3996

## ミサイル発射による Jアラート起動時の行動

弾道ミサイルは、発射から10分もしないうちに到達する可能性があります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、愛の鐘放送設備で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メールなどにより緊急情報をお知らせします。

愛の鐘放送設備から  
放送されるメッセージ

「例」ミサイル発射。ミサイル発射。ミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難してください。

メッセージが流れたら、落ち着いて直ちに行動してください

【屋内にいる場合】窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

【屋外にいる場合】近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。

【建物がない場合】物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

詳しくは、内閣官房ホームページ「国民保護ポータルサイト」をご覧ください。

【問合せ先】生活安全センター 交通安全係 ☎②7777

## ミカサ・モダンアートミュージアム6月30日閉館

当館は、平成12年より旧幌内中学校を活用し、芸術文化に携わられたがたの作品展示や創作活動の場として開放してまいりましたが、施設の老朽化などにより、今年の6月30日をもって閉館することとなりました。今後は、三笠市文化芸術振興促進施設「ie1」を新たな芸術文化活動の拠点として活動してまいります。なお、6月30日までは平常通り開館していますので、ぜひご来館ください。

長きにわたり、当館の活動にご理解ご協力をいただいた地域や関係者の皆さまにお礼申し上げます。

【開館期間】4月16日(日)～6月30日(金)

【開館時間】平日：午後1時～5時 / 土・日曜日、祝日：午前9時～午後5時

【所在地】幌内町3丁目58番地(旧幌内中学校)

【問合せ先】社会教育課生涯教育係 ☎②3591